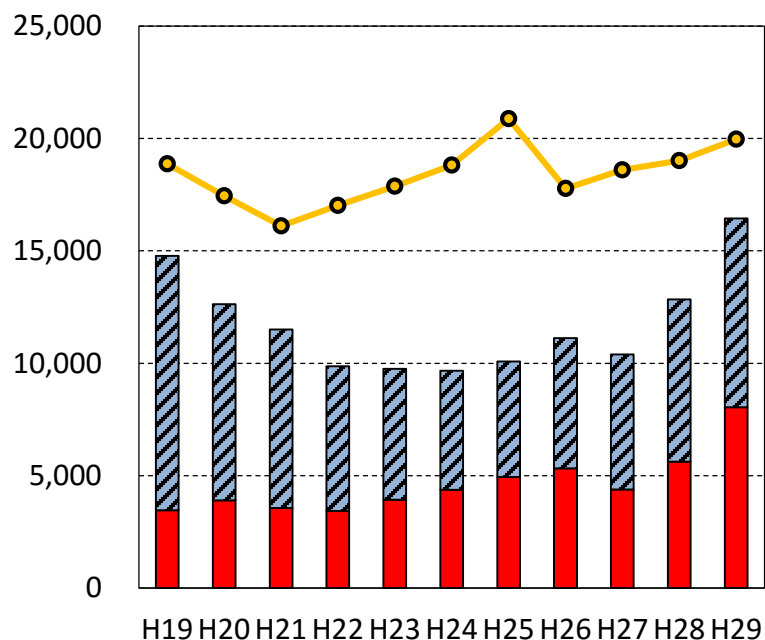


大気汚染防止法に基づく特定粉じん 排出等作業の立入検査等について

特定粉じん排出等作業の実施件数と立入検査数の推移

- 改正大防法が施行された平成26年以降、届出された作業実施件数は増加傾向であり、平成29年度に届出された作業実施件数は16,334件となった。
- また、平成29年度に都道府県等が立入検査を行った数（特定粉じん排出等作業以外の解体等工事を含む）は、31,876件となった

特定粉じん排出等作業届出件数



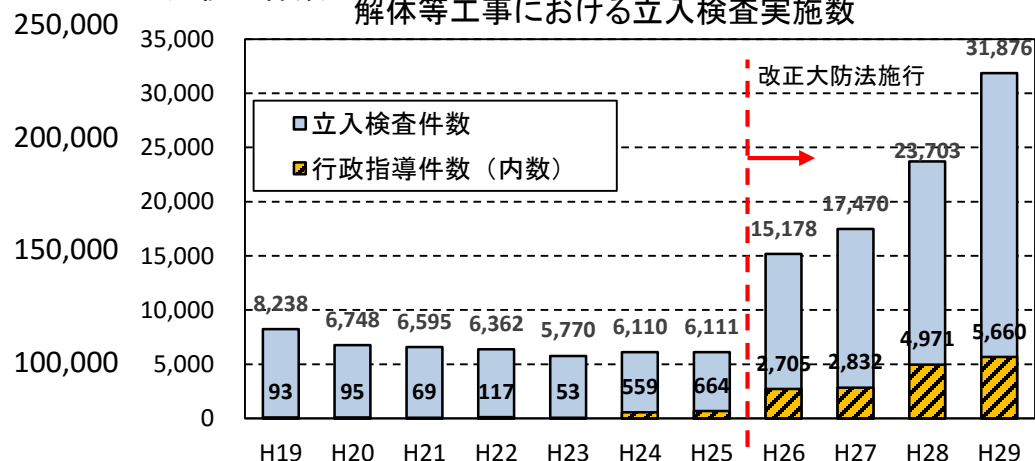
■ 届出件数(建築物等の改造・補修)

■ 届出件数(建築物等の解体)

● (参考・右軸) 建設リサイクル法による届出件数(建築物の解体作業)

立入検査件数

解体等工事における立入検査実施数



※平成26年度から、件数に特定粉じん排出等作業以外の解体等工事を含む。

主な指導内容

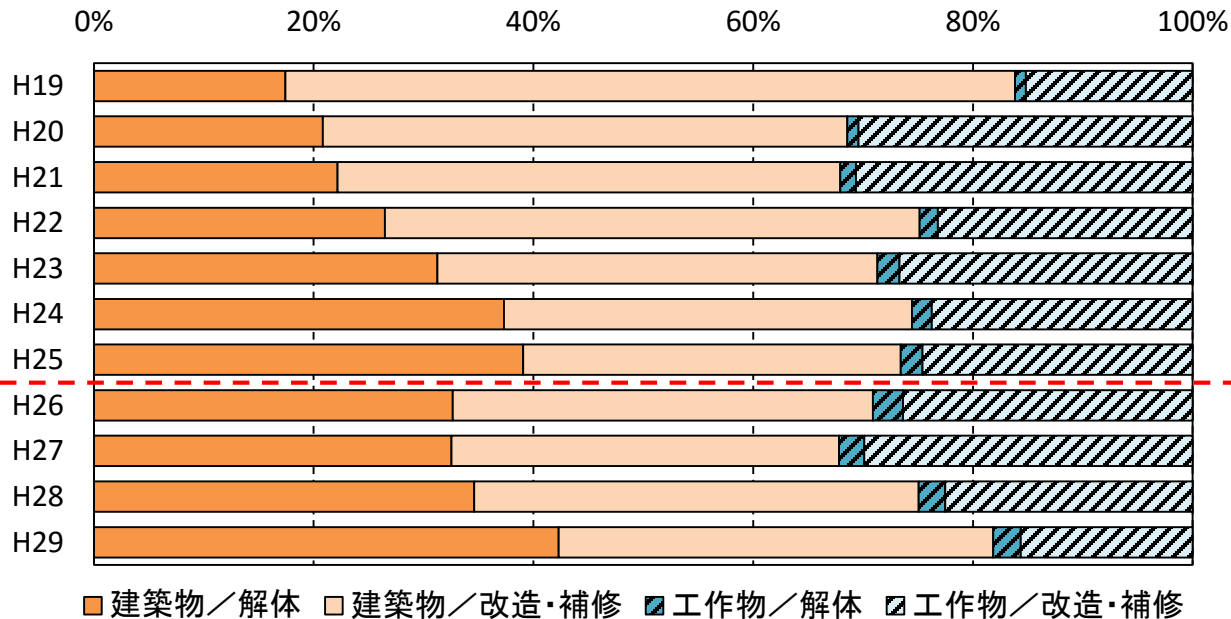
- 事前調査結果の掲示に関する指導
(掲示の実施、記載内容等)
- 作業場の隔離養生、前室の設置に関する指導

など

特定粉じん排出等作業届出件数

- ・ 特定粉じん排出等作業届のうち、建築物に係る届出は約7～8割であり、解体より改造・補修の割合が若干多い傾向がある。
- ・ 一方、工作物に係る届出は約2～3割であり、その大多数は改造・補修の届出である。

特定粉じん排出等作業届の対象別内訳



＜工作物の例＞

- ・ プラント配管
- ・ ボイラー蒸気配管
- ・ 煙突内部の断熱材等

改正大防法施行

大気汚染防止法改正後の都道府県等による行政処分件数

- 平成25年改正後の行政処分件数は、作業基準適合命令数が計8件、一時停止命令数が計9件あった。
- 一方、計画変更命令数並びに命令違反及び届出違反の告発件数は平成25年度に1件あったが、施行後は0件のまま推移している。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画変更命令数	0	0	0	0	0
作業基準適合命令数	0	1	3	1	3
一時停止命令数	0	0	4	1	4
命令違反告発数	0	0	0	0	0
届出違反告発数	1	0	0	0	0

※赤字部分について、石綿飛散防止小委員会(第1回)の資料4P31を訂正

改正大防法施行

関係機関との連携（届出情報の共有、合同パトロール）

- ・ 労働安全衛生法又は建設リサイクル法に基づき、それぞれ労働基準監督署又は都道府県等担当部局（以下「関係機関」という。）が把握している届出情報は、都道府県等の大防法担当部局に共有されれば、大防法に基づく届出の対象になり得る解体等工事を把握する端緒となるため、関係機関との情報共有を促進している。
- ・ 都道府県等が、建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールと連携し、建築物の解体工事現場等における石綿の飛散防止など大防法の遵守状況の確認及び適切な指導等を行った。
- ・ 平成30年度の調査において、大気環境行政部局では、全国で5,418件の立入検査を実施し、1,266件の大防法違反を発見した。

【全国一斉パトロール】

＜立入検査主体＞

- ・ 都道府県等建設行政部局
- ・ 都道府県等廃棄物行政部局
- ・ 都道府県等大気環境行政部局
- ・ 都道府県等フロン排出抑制行政部局
- ・ 労働基準監督署

＜調査結果（大気環境行政部局）＞

